

24 契 第 2532 号
平成 25 年 2 月 14 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

工事及び工事関係委託業務の契約保証金の免除の拡大について (通知)

このことについて、下記のとおり契約保証金の免除の拡大をしましたのでお知らせいたします。

記

1 契約保証金を免除できる場合

① 工事

【現行】

会津若松市財務規則第 105 条第 1 項第 4 号により契約保証金を免除できるのは、請負代金額が 300 万円未満の場合

【改正後】

会津若松市財務規則第 105 条第 1 項第 4 号により契約保証金を免除できるのは、請負代金額が **500 万円**未満の場合

⇒今まで契約保証金を付していた 300 万円以上～500 万円未満の工事は免除対象となります。

② 工事関係委託業務

【現行】

請負代金額が 50 万未満の随意契約の場合

【改正後】

請負代金額が 50 万未満の随意契約の場合又は会津若松市財務規則第 105 条第 1 項第 4 号に該当する場合

⇒今まで契約保証金を付していた 50 万円以上の工事関係委託業務で市財務規則第 105 条第 1 項第 4 号に掲げる実績がある場合は、実績報告書を提出すれば免除対象となります。

注意 なお、**500 万円以上で前払金の申請をする場合には、契約保証金が免除であっても、前払金保証は必要となります。**

会津若松市財務規則

第 105 条 第 1 項

(4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であつて、**過去 2 年間に国(予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条第 9 号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。**

2 適用時期

平成 25 年 2 月 15 日以後に入札公告並びに指名及び見積通知を行う工事および工事関係委託業務から適用します。

事務担当：入札契約グループ

電話 0242-39-1217